

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第一条関係）	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（第二条関係）	13
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第三条関係）	17
○金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第四条関係）	18
○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第五条関係）	20
○個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）（第六条関係）	21
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）（附則第二項関係）	22
○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三項関係）	23

○個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（個人識別符号） 第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌 ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状 ト 指紋又は掌紋 二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号 三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号 四 道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号	（新設）

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（新設）

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報データベース等）

第三条 法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第二条第四項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（削除）

（個人情報データベース等）

（新設）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報報によつて識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報報によつ

(保有個人データから除外されるもの)

第四条 法第二条第七項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第五条 法第二条第七項の政令で定める期間は、六月とする。

(匿名加工情報データベース等)

第六条 法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報をも本人の同意なく取得することができる場合)

第七条 法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

て識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

(保有個人データから除外されるもの)

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

(新設)

(新設)

二 法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人情報である要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第八条 法第二十七条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第九条 法第二十八条第二項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十条 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第十条第一項及び第二十一条第三項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることとの確認の方法

四 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の請求等を行うことができる代理人)

第十一条 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 (略)

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の求めを受け付ける方法)

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることとの確認の方法

四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めを行うことができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めを行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 (略)

二 開示等の求めを行うことにつき本人が委任した代理人

(法第四十四条第一項の政令で定める事情)

第十二条 法第四十四条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第四十条第一項の規定による権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第十四条 法第四十四条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過することにより(個人情報取扱事業者等に法第四章第一節又は第二節の規定に違反する行為があると認めるときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- 一 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判

(新設)

(新設)

(新設)

明した事実

二 その他参考となるべき事項

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第十五条 事業所管大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第四十四条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四十四条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第四十四条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(新設)

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第十六条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。)を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

第十八条 証券取引等監視委員会は、法第四十四条第五項の規定により委

(新設)

(新設)

(新設)

任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第十九条 法第四十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

一・二 （略）

三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三・九 （略）

- 3 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第二十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第九条 法第三十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一・二 （略）

三 認定の申請に係る業務の概要

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 認定を受けようとする者が法第三十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三・九 （略）

- 3 認定個人情報保護団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書

書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第五十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日

三・四 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第二十一条 法第四十条第一項に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務(以下この条において「検査等事務」という。)は、当該権限が法第四十四条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

(削除)

2 | 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3 | 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第十四条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に法第四章第一節又は第二節の規定に違反する行為があると認めたときは、直ちに)、その間に行った検査等事務

を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日

三・四 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第十一条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 | 法第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、認定個人情報保護団体(法第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。)であつてその設立の許可又は認可に係る主務大臣の権限に属する事務が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。

3 | 第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨げない。

4 | 第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

の結果について同項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する法第四十条の規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

(削除)

5 第一項及び第二項に規定する場合においては、法及びこの政令中これらの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

(権限又は事務の委任)

第十二条 主務大臣は、法第六十八条の規定により、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 主務大臣（前項の規定によりその権限又は事務が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、法第六十八条の規定により、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十條第一項若しくは第二項の職に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3 警察庁長官は、法第六十八条の規定により、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限又は事務を委任することができる。

(削除)

4 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

(主務大臣による権限の行使)

第十三条 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、法第三十六條第一項の規定による主務大臣が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限は、各主務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第三十四条 法第三十五条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）<u>第一百条</u>第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）<u>、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十條第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）</u>、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。	第三十四条 法第三十九条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）<u>第一百条</u>第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）<u>、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十條第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）</u>、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。
（国の機関に対する法人番号の指定の単位） 第三十六条 国の機関に対する法第三十八条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。 一 三 （略）	（国の機関に対する法人番号の指定の単位） 第三十六条 国の機関に対する法第四十二条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。 一 三 （略）
（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定） 第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第三十八条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各	（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定） 第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第四十二条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各

号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する税務書類（第三十九条第一項第一号及び第三項において単に「税務書類」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

一五（略）

（法人番号の通知）

第三十八条 国税庁長官は、法第三十八条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条 法第三十八条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

一・二（略）

2 法第三十八条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

3 法第三十八条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が税務書類を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する税務書類（第三十九条第一項第一号及び第三項において単に「税務書類」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

一五（略）

（法人番号の通知）

第三十八条 国税庁長官は、法第四十二条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条 法第四十二条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

一・二（略）

2 法第四十二条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

3 法第四十二条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が税務書類を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

4 前条の規定は、国税庁長官が法第三十八条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

(変更の届出)

第四十条 法第三十八条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

(法人番号等の公表)

第四十一条 法第三十八条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後(当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあっては、当該通知をし、及び法第三十八条第四項ただし書の規定による同意を得た後)、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 国税庁長官は、法第三十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき(この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。)は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3 国税庁長官は、法第三十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の終了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表に係る事項(前項の規定による公表に係る事項を含む。)に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が

4 前条の規定は、国税庁長官が法第四十二条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

(変更の届出)

第四十条 法第四十二条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

(法人番号等の公表)

第四十一条 法第四十二条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後(当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあっては、当該通知をし、及び法第四十二条第四項ただし書の規定による同意を得た後)、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 国税庁長官は、法第四十二条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき(この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。)は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3 国税庁長官は、法第四十二条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の終了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表に係る事項(前項の規定による公表に係る事項を含む。)に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が

生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第四十三条 法第四十二条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項、第三項及び第四項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条において単に「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十八条第一号	市町村	市町村（特別区を含む。第四十三条及び附則第三条第二項において同じ。）
（略）	（略）	（略）

別表（第二十六条、第三十四条関係）

一〇十八（略）

十九 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。

二〇～二六（略）

生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第四十三条 法第四十六条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項、第三項及び第四項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条において単に「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十八条第一号	市町村	市町村（特別区を含む。第四十七条及び附則第三条第二項において同じ。）
（略）	（略）	（略）

別表（第二十六条、第三十四条関係）

一〇十八（略）

十九 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二條の規定による報告の徴収が行われるとき。

二〇～二六（略）

改 正 後	現 行
（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者） 第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号若しくは第六号から第十九号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。 （在職していた行政機関等に属する役職員に類する者） 第十九条 法第百六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。 一 第十六条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第二十号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関 当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員 二・三 （略）	（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者） 第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第九号若しくは第十三号から第十七号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。 （在職していた行政機関等に属する役職員に類する者） 第十九条 法第百六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。 一 第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第九号、第十三号から第十七号まで及び第二十号並びに第二項各号に掲げる国の機関 当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員 二・三 （略）

改 正 後	現 行
（検査局の所掌事務） 第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。 一 （略） 二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十及び第百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第二十九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第	（検査局の所掌事務） 第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。 一 （略） 二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十及び第百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第二十九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三 一項の規定に基づく検査に関すること。
(略)

三
(略)

(傍線の部分は改正部分)

– 20 –

改 正 後	現 行
（総務課の所掌事務） 第二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十七 （略） 十八 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出に ついての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関する こと（次条第四号に掲げるものを除く。）。 十九・二十 （略） （参事官の職務） 第三条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 （略） 二 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出 についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関す ること（前条第十八号に掲げるもの及び第四号に掲げるものを除く。）。 三 認定個人情報保護団体に関すること。 四・五 （略）	（総務課の所掌事務） 第二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十七 （略） 十八 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出に ついての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関する こと（参事官の所掌に属するものを除く。）。 十九・二十 （略） （参事官の職務） 第三条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 （新設）（略） 二・三 （新設）（略）

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲） 第十條の二 法別表第一第三十三号に規定する政令で定めるものは、個人情報 情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第四十七條第一 項（認定）</u>の認定とする。	（認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲） 第十條の二 法別表第一第三十三号に規定する政令で定めるものは、個人 情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第三十七條第一 項（認定）</u>の認定で、個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年 政令第五百七号）<u>第十一条第二項（地方公共団体の長等が処理する事務 （）の規定により同条第一項に規定する地方公共団体の長等が行うことと される事務に係るもの以外のものとする。</u>

○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後			現行		
附則抄 （他の政令の適用の特例） 第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			附則抄 （他の政令の適用の特例） 第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。		
個人情報に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）	第十五条第二項	第五十七條の地方支分部局の長	第十二条第二項	第五十七條の地方支分部局の長	第五十七條の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十九条第一号	第十七條	又は、 国の機関	（新設） 国の機関（当該在職機関であるものを除く。）	（新設） 国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁	（新設） 国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁
第二項各号に掲げる国の機関（国の機関及び復興庁（	第二項各号に掲げる国の機関並びに復興庁	第二項各号に掲げる国の機関及び復興庁（	第十六条第一項第三号	第十六条第一項第一号、第三号	第十六条第一項第一号、第三号

